

# 退職した方がいたら（一括徴収の場合）……

- 1 退職した方の退職後の特別徴収税額を、退職時の給与や退職金等から引き去りし、まとめて納入することを一括徴収といいます。
- 2 6月から12月までに退職した場合は、本人の申し出により一括徴収することができます。
- 3 1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出に関わらず一括徴収することが地方税法上義務付けられています。

## 記載例

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

	申告支援	基	幹		
年度	/	/	/	/	/
年度	/	/	/	/	/

令和 6 年 3 月 1 日	給与支払者 (特別徴収義務者) 大仙市長 あて	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号		7012345678											
		014 - 0053	大仙市大曲花園町1番1号		受給者番号		0001										
		名称及び 代表者の 職氏名	株式会社 大仙産業		連絡者の 係、氏名 及び電話 番号	係	総務係										
		個人番号又は 法人番号	取締役社長 大仙 一二		氏名	大仙 一子											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電話	( 0187 ) 63 - 1111	
フリガナ	給与所得者	(ア)	特別徴収税額 (年税額)	徴収 済月	(イ)	徴収済額	(ウ)	未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以 降 退職時までの 給与支払額					
氏 名	ダイセン タロウ	円	6	円	円	9,000	円	3,000	6 ・ 3 ・ 6	1. 退職(普・障) 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他 ( )	1. 特別徴収継続 A欄へ 2. 一括徴収 B欄へ 3. 普通徴収 C欄へ	円					
個人番号	(旧姓 )																
生年月日	T・S・H 50 年 8 月 31 日																
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)	12,000	6	9,000	3,000	6	3	6			1,234,567						
	大仙市大曲栄町13番50号		月分 から	月分 まで							控除社会 保険料額						
新住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		2								円						
	同上		月分 まで								123,456						

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

A 特別徴収継続		特別徴収義務者指定番号	
		個人番号又は法人番号	
所在地	〒 -		
名称 代表者			
担当者		電話	
上記特別徴収義務者へは 月割額 円 を 月分			
( 月 日納期 ) から徴収するよう連絡済です。			

B 一括徴収	
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。	
一括徴収した	
税額	3,000 円 は、 3 月分
( 4 月 10 日納期 )	
で納入します。	

C 普通徴収	
未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。	
〔 市役所から退職者 本人宛に税額通知 〕	

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。